

食料システム法
Q & A
(連携支援計画)

令和 7 年 10 月版

※本内容については、今後、法の施行状況等を踏まえて、更新することがあります。
あらかじめ御了承ください。

目次

【1 計画認定制度概要（連携支援事業）】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1－1 連携支援計画の認定制度はどのような制度なのでしょうか。
- 1－2 連携支援計画では、どのような活動が対象になりますか。
- 1－3 連携支援計画の認定を受けると、どんな支援・特例措置を受けることができますか。
- 1－4 連携支援計画の認定制度が開始されるより前に、国の補助事業により取組を行っている
コンソーシアムは、連携支援計画の認定を受ける必要がありますか。

【2 認定手続き関係（連携支援事業）】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 2－1 連携支援計画の申請に関する相談窓口を教えてください。
- 2－2 連携支援計画の申請対象となるのはどのような者（団体）ですか。
- 2－3 連携支援計画は1者（団体）で申請することができますか。
- 2－4 食品等事業者や農林漁業者、その他民間企業が連携支援計画の申請者や連携支援事業を
共同で実施する者になることはできますか。
- 2－5 連携支援計画の申請受付期間は決まっていますか。また、提出先について教えてください。
- 2－6 連携支援計画の認定手続きにはどのくらいの期間を要するのでしょうか。
- 2－7 連携支援計画を申請する場合、書類を郵送する必要はありますか。
- 2－8 連携支援計画において連携支援事業の目標を設定する際に、何らかの条件はあります
か。
- 2－9 連携支援計画の連携支援事業の目標に数値目標を設定する必要がありますか。
- 2－10 連携支援計画に係る認定申請に向けて目標や内容を設定する際に、安定取引関係確立事
業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事
業活動計画等と関連付ける必要がありますか。
- 2－11 支援・特例措置の活用は必要としないものの、連携支援計画に係る認定申請書を提出す
ることができますか。
- 2－12 実施状況報告は各年度事業終了後3か月以内とされているが、実施状況報告書の提出に
向けた案内書は届きますでしょうか。
- 2－13 連携支援計画の認定を受けたものの、目標の達成に至らなかった場合、ペナルティや支
援措置の取消などがありますか。
- 2－14 計画内容に変更が生じた場合、変更手続は必要ですか。軽微な変更の場合も手続は必要
ですか。
- 2－15 連携支援事業の計画を変更した場合、支援措置は引き続き活用できるのでしょうか。
- 2－16 認定を取消しされた場合、デメリットはありますか。また、取消しされた後、再申請は
できますか。
- 2－17 認定された計画の内容は公表されますか。
- 2－18 認定通知書の再発行は可能でしょうか。

【3 債務保証について（連携支援事業）】・・・・・・・・・・ 7

- 3－1 推進機構の債務保証を活用する場合、連携支援事業に必要な資金の額は、何か年分を記載すればよいですか。
- 3－2 資金調達の目的・使途に必要とする設備等導入の際に購入ではなくレンタルによる導入であっても、その導入資金に対して債務保証を受けることができますか。
- 3－3 （別添2）様式の施設の整備を行う期間に制限はありますか。

【1 計画認定制度概要（連携支援事業）】

1-1 連携支援計画の認定制度はどのような制度なのでしょうか。

食品等事業者が行う食品等の持続的な供給を実現するための事業活動の促進に向けて、地方公共団体等の支援機関（※）が二者以上連携して行う、地域の食品等事業者を支援する活動（連携支援計画）を認定する制度です。

※支援機関とは、地方公共団体、食品産業協議会、金融機関、大学等の高等教育機関、商工会議所・商工会等の商工系団体、試験研究機関など食品等事業者の取組に対する支援の事業を行う者です。

1-2 連携支援計画では、どのような活動が対象になりますか。

食品等事業者間の取引の機会の創出、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の食品等事業者が行う安定取引関係確立事業活動等が促進されるよう食品等事業者の支援を図る取組活動が対象となります。例えば、地域発の食ビジネス創出支援や共通課題解決のための支援が挙げられます。

1-3 連携支援計画の認定を受けると、どんな支援・特例措置を受けることができますか。

以下の（１）～（４）の支援・特例措置を受けることができます。

- （１）地域コンソーシアムを設置し、地域型食品企業等連携促進事業（※令和８年度概算要求中）に応募することができ、採択された場合には活動経費の補助を受けることができます。なお、応募主体は都道府県となる予定のため、都道府県以外の支援機関が本事業の活用を検討する場合には、都道府県と連携して連携支援計画を申請する必要があります。（※地域型食品企業等連携促進事業は、都道府県に設置するコンソーシアムにおいて地域の食品等事業者や農林漁業者等の多様な関係者が連携した新たな食ビジネスの創出等の取組を支援する農林水産省の補助金です。）
- （２）（１）の地域コンソーシアムを設置運営するにあたり、全国プラットフォーム（地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム）※が派遣する専門家による伴走支援を受けることができるほか、全国プラットフォームが行う地域コンソーシアムの広報活動、マッチング支援、セミナー等のイベント開催などにより新たな食ビジネスの機会の創出や食料システムに関連する情報を入手して頂くことができます。
※食料システム法の連携支援事業を通じた、持続可能な食料システムの構築に取り組む地域コンソーシアムの創設やその活動促進を図るとともに、各地域コンソーシアムや持続可能な食料システムの構築に取り組む食品等事業者など関係者の連携強化を推進することを目的に設置する全国規模で構築するプラットフォーム。
- （３）連携支援計画の実施に必要な資金を民間金融機関から資金調達する際に、食品等持続的供給推進機構から債務保証を受けることができます。
- （４）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 79 号）（以下、「補助金等適正化法」という。）第 22 条に規定する財産の処分の制限に係る承認手続の特例を受け

ることができます。具体的には、連携支援計画の認定を受けた支援機関が取得していた補助金等交付財産を目的外利用する際、通常各省各庁の承認が必要なところ、補助金等適正化法に基づく承認を受けたものとみなす措置がなされ手続きが簡素化できます。

1－4 連携支援計画の認定制度が開始されるより前に、国の補助事業により取組を行っているコンソーシアムは、連携支援計画の認定を受ける必要がありますか。
--

令和7年度の地域型食品企業等連携促進事業補助金を活用してコンソーシアムを形成し、地域の食ビジネス創出に取り組んでいる都道府県は、連携支援計画の認定を事業実施期間終了までに受ける意思を補助金の公募時に示していただいています。そのため、連携支援計画の認定を受けるための申請手続きを速やかに行ってください。

【2 認定手続き関係（連携支援事業）】

2-1 連携支援計画の申請に関する相談窓口を教えてください。

当該申請者の住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）に当該申請書類を提出する必要があるため、管轄の地方農政局等の窓口へ相談をお願いします。

なお、以下に該当する場合には、農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室にご相談ください。

- ① 補助金等適正化法第 22 条に規定する財産の処分制限に係る承認手続きの特例の活用を検討している場合
- ② 食品等持続的供給推進機構による債務保証の活用を検討している場合
- ③ 申請予定の事業活動計画が複数の地方農政局等の管轄区域にまたがる場合

地方農政局等の問い合わせ先は農林水産省ホームページに掲載していますので、こちらの URL リンク先でご確認ください。<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/renkei.html>

2-2 連携支援計画の申請対象となるのはどのような者（団体）ですか。

地方公共団体、食品産業協議会、金融機関、大学等の高等教育機関、商工会議所・商工会等の商工系団体、試験研究機関など、食品等事業者への支援を行っている者（支援機関）が二者以上連携をして食品等事業者の取組への支援を行おうとしている場合、申請の対象になります。必ずしも、例示した支援機関全てで組織されている必要はなく、一部支援機関の参画がなくても二者以上が連携し、連携支援事業を行おうとする場合は申請が可能です。

2-3 連携支援計画は 1 者（団体）で申請することができますか。

連携支援計画は食品等事業者を支援する者（支援機関）が二者以上連携して、食品等事業者を支援する計画を認定するものであり、1 者（団体）による取組は認定の対象となりません。

認定申請書に記載する申請者には、連携支援計画の代表者（1 者）を記載して申請する様式となっていますが、連携支援計画には、連携支援事業を共同で実施する者（支援機関）の①名称、②住所、③代表者、④役割を記載する必要があります。

2-4 食品等事業者や農林漁業者、その他民間企業が連携支援計画の申請者や連携支援事業を共同で実施する者になることはできますか。

食品等事業者や農林漁業者、その他民間企業であっても、普段から食品等事業者の支援を行っており、食料システム法第 2 条 8 に規定する連携支援事業を実施する能力があると見込まれる場合は連携支援事業の共同実施者になることができます。

2-5 連携支援計画の申請受付期間は決まっていますか。また、提出先について教えてください。

連携支援計画の受付は通年で行っていますが、事前の相談や認定審査に一定の期間を要すると見込まれますので、余裕をもって地方農政局等の申請窓口にご相談をお願いします。

なお、以下に該当する場合には、農林水産省新事業・食品産業部食料システム連携推進室にご相談ください。

① 補助金等適正化法第 22 条に規定する財産の処分制限に係る承認手続きの特例の活用を検討している場合

② 食品等持続的供給推進機構による債務保証の活用を検討している場合

③ 申請予定の事業活動計画が複数の地方農政局等の管轄区域にまたがる場合

提出先については農林水産省ホームページに掲載していますので、こちらの URL リンク先でご確認ください。<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/renkei.html>

2-6 連携支援計画の認定手続にはどのくらいの期間を要するのでしょうか。

連携支援計画に係る認定申請書の認定に係る期間は、原則 45 日が目安となります。ただし、取組内容によっては審査にそれ以上の期間を要する場合もあるため、余裕をもって地方農政局等の申請窓口で事前相談をお願いします。

2-7 連携支援計画を申請する場合、書類を郵送する必要はありますか。

原則としてメールにて申請書類一式を提出していただきます。なお、やむを得ない場合には郵送による提出も可能ですので、地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。

2-8 連携支援計画において連携支援事業の目標を設定する際に、何らかの条件はありますか。

食料システム法の連携支援事業は、食品等事業者間の取引の機会の創出、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の安定取引関係確立事業活動等（安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動をいう。）に対する支援の事業を行う二以上の者が連携して行う事業と定められています。

また、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）」においては、連携支援事業を通じて、地域発の食ビジネス創出支援や共通課題解決支援に重点的に取り組むこととされており、これらと関係性が明確な目標を設定してください。

2-9 連携支援計画の連携支援事業の目標に数値目標を設定する必要がありますか。

申請する連携支援計画の目標に定性的な目標を設定しても問題はありませんが、可能な限り取組の達成状況を把握できる数値目標等の設定をお願いします。

なお認定を受けた支援機関は、認定連携支援計画の実施期間中の各事業年度の実施状況について各事業年度終了後 3 か月以内に計画認定者に対して報告する必要があり、その際に連携支援事業の目標の達成状況を記入して頂きます。

2-10 連携支援計画に係る認定申請に向けて目標や内容を設定する際に、安定取引関係確立

事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事業活動計画等と関連付ける必要がありますか。

2-7に記載したとおり、連携支援事業は、支援機関の連携により安定取引関係確立事業活動等の促進を図り、食品等の安定的な供給を実現することを目指すものであるため、連携支援計画の目標や内容を設定する際には、安定取引関係確立事業等の促進に資する点を記載して頂く必要があります。

2-11 支援・特例措置の活用は必要としないものの、連携支援計画に係る認定申請書を提出することができますか。

支援・特例措置を活用する予定がなくても、連携支援計画の認定に係る認定申請書を提出することができます。

2-12 実施状況報告は各年度事業終了後3か月以内とされているが、実施状況報告書の提出に向けた案内書は届きますでしょうか。

案内書についての送付は特に行いません。連携支援計画に係る認定を受けた支援機関は、認定連携支援計画の実施期間中の各事業年度の実施状況について、各事業年度終了後3か月以内に計画認定者に対して報告が必要です。

2-13 連携支援計画の認定を受けたものの、目標の達成に至らなかった場合、ペナルティや支援措置の取消などがありますか。

連携支援事業の目標達成度が低いことを理由として、ペナルティや支援措置の取消などはありませんが、毎年度、取組の進捗状況を確認しつつ、食品等事業者への支援のために取り組んでいただくことが重要です。

なお、計画認定者は、必要に応じて、連携支援計画の認定を受けた支援機関に対し認定連携支援計画の実施状況について報告を求めるものとしています。報告の徴収等により、特段の理由がないにもかかわらず認定後1年を経過してもなお事業に着手していないなど、認定連携支援計画に従って連携支援事業が適切に実施されていないと認められる場合には、必要な助言及び指導が行われます。さらに、助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお事業の着手が見込まれないなど、認定連携支援計画に従って連携支援事業が適切に実施していないと認められる場合には、食料システム法第12条第2項に基づき認定が取り消されますので適切な連携支援事業の運営を実施してください。

2-14 計画内容に変更が生じた場合、変更手続は必要ですか。軽微な変更の場合も手続は必要ですか。

計画の内容に変更が生じた場合には、食料システム法第12条の規定に基づき変更手続が必要になります。計画を変更する可能性が生じた段階で、地方農政局等の相談・申請窓口にご相談ください。

2-15 連携支援事業の計画を変更した場合、支援措置は引き続き活用できるのでしょうか。

食品等持続的供給推進機構による債務保証の活用を検討している場合で、連携支援計画の変更を予定している場合には、推進機構に事前に相談するようお願いします。

2-16 認定を取消しされた場合、デメリットはありますか。また、取消しされた後、再申請はできますか。

連携支援計画の認定を取り消された者が、推進機構の債務保証を受けている場合は、連携支援計画に係る認定申請者が当該保証の中止の手続きを行う必要となります。また、新たに連携支援事業の計画を立てて再度申請することはできます。

2-17 認定された計画の内容は公表されますか。

農林水産大臣は、計画認定者が連携支援計画の認定をしたときは、当該計画の概要を農林水産省のホームページにおいて公表するものとしています。

2-18 認定通知書の再発行は可能でしょうか。

認定通知書は、当該連携支援計画を認定した時のみに、申請者に対して交付するものとしています。そのため、証明書の類とは異なり公文書であるため再発行は行いません。紛失しないよう保管することをお勧めします。

【3 債務保証について（連携支援事業）】

3－1 推進機構の債務保証を活用する場合、連携支援事業に必要な資金の額は、何か年分を記載すればよいですか。

連携支援事業は、基本方針において原則５年以内で取り組むものとしており、計画した実施時期の期間に合わせ記載をお願いします。

3－2 資金調達の目的・使途に必要とする設備等導入の際に購入ではなくレンタルによる導入であっても、その導入資金に対して債務保証を受けることができますか。

連携支援事業に必要とする設備等の導入はレンタルでも可能ですが、そのレンタル設備等の導入資金に対する推進機構による債務保証が可能かどうかは推進機構にご確認をお願いします。

3－3 （別添２）様式の施設の整備を行う期間に制限はありますか。

連携支援事業は、基本方針において原則５年以内で取り組むものとしており、当該連携支援事業の実施時期において事業活動が行えるよう整備する必要があります。